

鳥取県高等学校体育連盟主催 各種体育大会等における安全管理について

鳥取県高等学校体育連盟

1 基本的な考え方

鳥取県高等学校体育連盟(以下「本連盟」という)の主事業である、高等学校における体育、スポーツの普及、振興を図る目的で開催される体育大会等の安全管理については細心の注意を払い万全を期さなければならない。本県においても大会開催中の重大事故が発生している現状や、事故等が皆無とはいえないスポーツの特性を踏まえ、我々指導者は日々の部活動を含め、大会等の開催については十分な危機管理体制を整備しなければならない。

それは、何よりも主体である高校生の安全確保につながるものである。

2 各専門部での対応

主管団体である各競技専門部は、競技の特性、競技の際の環境等を考慮し、安全対策を立てなければならない。各競技独特の条件にあった安全対策を求められるとともに、危険回避、安全確保を前提に競技運営をするべきである。。

3 危機管理体制の整備

(1) スポーツの事故で想定されるもの

- ア 自損事故
- イ 競技者同士による事故
- ウ 施設・設備が原因になっているもの
- エ スポーツ競技者以外の第三者による被害・加害
- オ 競技外の事故 等

(2) スポーツは事故やけががある危険性を常に伴っている。したがって、事故を未然に防ぐ努力が必要であり、我々指導者には、人・施設・用具・方法についての安全配慮義務がある。

- ア 安全指導(ルールの指導及びルールの遵守)
- イ 安全管理(計画段階での準備)
- ウ 安全対策(緊急時の役割表等を作成し事故発生時の対応手順を確認)
- エ 活動の中止(最悪を想定し中止をおそれない)
- オ 安全マニュアル(実状に合わせて作成)
- カ 保険加入

(3) 不幸にして事故が発生した場合には、被害を最小限に止める努力が求められる。

- ア 人命救助等、果たすべきことをまず果たす
- イ 事故の事実関係を把握する
- ウ 関係者への連絡 等

平成22年12月14日 確認